

国立大学法人旭川医科大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年4月12日学長裁定)

国立大学法人旭川医科大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要項の一部を改正する要項

国立大学法人旭川医科大学における行政機関等匿名加工情報の提供に関する取扱要項（平成30年2月23日学長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(匿名加工情報の利用に係る手数料)</p> <p>第3 法第113条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第112条第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）</p> <p>(2) 匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</p> <p>(3) 匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）</p> <p>(作成された匿名加工情報の利用に係る手数料)</p> <p>第4 法第116条第2項において準用する法第113条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p>	<p>(略)</p> <p>(匿名加工情報の利用に係る手数料)</p> <p>第3 法第113条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1) 法第112条第1項において準用する独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第1項又は第2項の規定により意見書の提出の機会を与える同条第1項に規定する第三者1人につき210円（当該機会を与える場合に限る。）</p> <p>(2) 匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円</p> <p>(3) 匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額（当該委託をする場合に限る。）</p> <p>(作成された匿名加工情報の利用に係る手数料)</p> <p>第4 法第116条第2項において準用する法第113条の規定により匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者は、次の各号に掲げる匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納めなければならない。</p>

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第113条の規定により当該匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第113条（法第116条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（手数料の納付方法）

第5 第3及び第4に規定する手数料は、次に掲げるいずれかの方法により納めなければならない。

(1) 現金（現金書留によるものを含む。）

（削除）

(2) 銀行振込

（略）

附 則

この要項は、令和6年4月12日から実施する。

【改正理由】

手数料の納付方法を変更するため、所要の改正を行うものである。

(1) 次号に掲げる者以外の者 法第113条の規定により当該匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が前項の規定により納付しなければならない手数料の額と同一の額

(2) 法第113条（法第116条第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

（手数料の納付方法）

第5 第3及び第4に規定する手数料は、次に掲げるいずれかの方法により納めなければならない。

(1) 現金（現金書留によるものを含む。）

(2) 郵便為替

(3) 銀行振込

（略）